

(2) 都市計画に関する基本的な方針

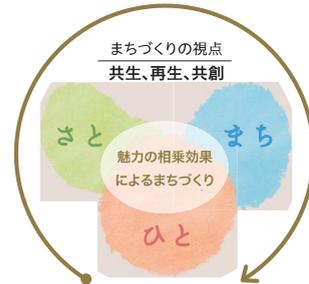
目指すべき将来像の実現に向けて、上位計画や持続可能な開発目標、まちづくりで重視すべき課題を踏まえ、都市計画に関する基本的な方針を定め、持続可能なまちづくりを展開します。

【上位計画】

●第5次三田市総合計画

「ひと」×「まち」×「さと」が織りなす未来都市 三田

- ・多様性と調和による誰ひとり取り残さないまちづくり（共生）
- ・次世代につなぐ持続可能なまちづくり（再生）
- ・パートナーシップで取り組む未来のまちづくり（共創）



●阪神地域都市計画区域マスタープラン

- (1) 安全・安心な都市空間の創出
- (2) 地域主導による都市づくり
- (3) 持続可能な都市構造の形成

まちづくりで重視すべき課題

- 1) 人口減少と少子高齢化への対応
- 2) 都市基盤の整備
- 3) 既存ストックの維持管理と活用
- 4) 公共交通ネットワークの充実
- 5) 環境と共生するまちづくり
- 6) 災害に強いまちづくり
- 7) 多様な主体と共に創るまちづくり

持続可能な開発目標 (SDGsへの貢献)	
3 3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	9 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう レジリエントなインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る。
4 4. 質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。	11 11. 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする。
6 6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する。	13 13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る。
8 8. 働きがいも経済成長も すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する。	15 15. 陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る。
	17 17. パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる。

6つの都市計画に関する基本的な方針

1 居住・都市機能の集約化による持続可能な都市の形成



2 地域経済を牽引する新産業の創出



3 農村地域の活力と魅力を育むまちづくりの実現



4 誰もが移動しやすい交通ネットワークの形成



5 地域資源を活かした魅力あるまちづくりの実現



6 安全・安心に暮らせる都市の形成



多様な主体による共創のまちづくりの推進

都市

1 居住・都市機能の集約化による持続可能な都市の形成

1

本市は、多くの市民が生活支援機能を享受できるよう、交通アクセスに優れた鉄道駅周辺から徒歩圏内に商業、医療、福祉、子育て支援などの生活支援機能や居住機能を配置し、これまで計画的な都市を形成してきました。

今後も徒歩圏内で生活支援機能の利用環境を維持・向上させ、市民ニーズに応じた計画的な土地利用を推進することで、主要な鉄道駅近接地においては建物の高度利用を促し、持続可能な都市の形成を図ります。

交通

4 誰もが移動しやすい交通ネットワークの形成

4

社会情勢や高齢化の進行により、公共交通に対する市民ニーズが多様化してきています。

今後は、デジタル技術を活用した新たな移動手段の導入など、効率的、効果的な公共交通サービスを提供し、市民の日常生活などの移動を支える持続可能な公共交通ネットワークの形成を図ります。

産業

2 地域経済を牽引する新産業の創出

2

本市は、都市近郊に位置し近畿圏等の広域的経済活動を支える交通結節点であり、三田周辺の豊富な労働力、地震災害に強い環境等、企業進出の適地としての強みがあります。

ポストコロナ・産業構造の革新的な変化を見据え、地域経済を牽引する先端技術を活用した企業の立地を促進するとともに、農林業など地域産業の活性化につながる土地利用を推進します。

地域資源

5 地域資源を活かした魅力あるまちづくりの実現

5

農村地域では緑豊かな里山景観が、三田駅周辺では町家などの歴史的景観が、ニュータウンでは良好な街並み景観が形成されており、これらの資源を活用・保全しながら、魅力あるまちづくりを進めます。

また、民間活力の導入や地域まちづくりと連携した利活用など、まちなかの賑わいづくりに資する新たな事業機会の創出とまちの魅力づくりに取り組むため、市が所有している道路や公園、その他の公共施設などの公的資産の利活用を図ります。

農村

3 農村地域の活力と魅力を育むまちづくりの実現

3

本市の農村地域は、昔ながらの農村生活の営みによる集落が形成されていますが、市街化調整区域※であるため、新たな住宅の立地や用途変更等に一定の制限があります。

今後は、地域活力とコミュニティの維持に向け、市街化調整区域の機能・役割を踏まえつつ、住民提案による土地利用計画の変更や地区計画※制度の活用など、地域が主役のまちづくりを支援するとともに、更なる開発許可制度の弾力的運用※に取り組むことでより柔軟で効果的な土地利用を推進します。

安全安心

6 安全・安心に暮らせる都市の形成

6

近年の自然災害の激甚化、頻発化は予想を超えるものであり、本市においても、これまでの取り組みや対策では、洪水浸水や土砂災害等の自然災害、また災害を起因とする密集市街地における火災等の災害被害の防止が困難となることが予想されます。

今後は、市民や民間企業と協働した防災対策、意識の啓発、減災となる土地利用を誘導することで安全で安心な都市の形成を図ります。

多様な主体による共創のまちづくりの推進

6つの都市計画に関する基本的な方針に取り組むために市民、事業者・団体等及び市が、様々な場面において、それぞれの特色を活かし、力を合わせて、未来のあるべきまちの姿を共有しながら、多様な主体と共に創る、共創のまちづくりを推進します。